

長岡市監査公表第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施し、次のとおり監査の結果に関する報告を決定しましたので、同条第9項の規定により公表します。

平成30年2月21日

長岡市監査委員	金山宏行
同	北村敏雄
同	篠田弘成
同	高野正義

1 監査の対象

福祉保健部 国保年金課

健康課（中越こども急患センターを含む。）

三島支所

2 監査の範囲

平成29年度の財務に関する事務その他の事務及び事業の執行状況

3 監査の期間

平成30年1月10日から1月25日まで

4 監査の方法

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた資料と関係諸帳簿類とを主体に照査検討するとともに、関係職員の説明を聴取し、その執行状況から主として財務に関する事務の適法性、効率性について監査しました。

5 監査の結果

監査の対象	監査の結果
国保年金課	適正に処理されていました。
健康課	<p>次の事項のほかは、おおむね適正に処理されていました。</p> <p>(是正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約書の記載誤りについて がん検診問診業務委託契約の一部を変更する契約書において、本文中の受託者名の記載が誤っているもの <p>(注意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康診査負担金の免除決定何の誤りについて 健康診査負担金の免除決定何において、免除の可否の決定結果を示すチェック区分欄を空欄のまま決裁しているもの
三島支所 地域振興課	適正に処理されていました。
三島支所 市民生活課	適正に処理されていました。
三島支所 産業建設課	<p>次の事項のほかは、適正に処理されていました。</p> <p>(是正事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政財産の目的外使用許可書の誤りについて 行政財産（土地）の目的外使用許可書の交付にあたり、支所長の決裁並びに管財課長及び財務部長の合議を得ていないうえ、使用開始日を空欄のまま許可書を交付しているもの ・領収金額を訂正した領収書の発行について 書き損じた領収書は、訂正を行わず再発行すべきところ、領収金額を訂正した領収書を発行しているもの